

議会運営委員会報告書

令和3年12月24日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 土器 豊

令和3年12月24日に委員会を開催し、次の案件を協議したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第6回定例会最終日の議事日程について
 - ① 追加の審議方法について
 - ② 議事日程について
 - ③ 議員発議案について
発議第7号 備前市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議会だよりの写真撮影について

議会運営委員会記録

招集日時	令和3年12月24日（金）		午前9時00分	
開議・閉議	午前9時00分	開会	～	午前9時13分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第6回定例会）の開催		
出席委員	委員長	土器 豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷 繁
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午前9時00分 開会

○土器委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

直ちに議事に入ります。

第6回定例会最終日の議事日程について、事務局お願いします。

○石村議会事務局次長 それでは、本日の議事日程について一括して御説明申し上げます。

まず、本日市長より追加議案2件が送付されておりますので、お手元に配付をさせていただいております。

あわせて、議会運営委員会から発議案である発議第7号備前市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを配付いたしております。

まず、追加議案の審議方法についてでございますが、いずれも通告なしで質疑をお受けいただき、議案第123号については予算決算審査委員会に付託して審査、報告第17号は質疑終了をもって議了といたします。

それでは、本日の日程表を御覧いただきたいと思います。

日程1で議案を上程し、市長から提案説明をいただきます。日程2の議案質疑は通告なしで行っていただきますが、議案第123号については予算決算審査委員会に付託予定でございますので、質疑は想定しておりません。質疑終了後、議案第123号については予算決算審査委員会に付託し、本会議を休憩して委員会を開催していただきたいと思います。委員会での審査を終えましたら、本会議を再開し、日程3で委員長報告となります。本定例会期中に上程された議案は、本日の追加議案を除き、全て結審をされておりますので、追加議案と併せ、各委員長から審査結果の御報告をいただき、質疑をお受けいただきます。また、委員会において5件の少数意見が留保されておりますので、各委員長の報告に続いて御報告いただき、質疑をお受けいただきます。各委員会における審査結果並びに少数意見報告書は別添のとおりでございます。

なお、議案第107号令和3年度備前市土地取得事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、本日、中西議員外1名の方より修正動議が提出されておりますので、総務産業委員長、少数意見の報告に続いて提案説明をいただき、質疑をお受けいただきます。

また、今定例会では、請願が議会運営委員会に付託され、結審されておりますので、委員長報告の最後に議会運営委員長からの報告もお願いいたします。

日程4は討論、採決ですが、議案番号順に採決をいただきたいと思いますと考えております。討論につきましては、既に複数の通告をお受けしておりますので、討論の順序等を整理した資料を配付いたしておりますので御覧いただきたいと思います。委員会の審査結果、それから少数意見の有無によって討論の順番が変わってまいります。記載している議員名についてはおおむね通告をお受けした順に記載しておりますが、挙手のあった方を議長が指名されますので、必ずしもこの順番ど

おりに御発言いただくとは限りませんので御承知おきいただきたいと思います。

まず、議案第105号及び議案第111号につきましては、委員会の審査結果が修正可決、原案に賛成の少数意見が報告されますので、討論の順序は、委員会修正案に賛成、原案に賛成、いずれにも反対の順でお願いしたいと考えております。この2件についての採決は、まず委員会修正案についてを起立採決で行い、委員会修正案が可決された場合は修正部分を除く残りの原案について起立で採決を行います。委員会修正案が否決された場合は、原案について起立で採決を行います。

議案第107号につきましては、委員会の審査結果は原案可決で、原案に反対の少数意見が報告されまして、その後、修正動議が提案されますので、討論の順番は、原案に賛成、原案にも修正動議にも反対、最後に修正動議に賛成の順に討論を行っていただきます。採決につきましては、まず修正動議についてを起立採決で行い、修正動議が可決された場合は修正動議を除く残りの原案について起立で採決を行います。修正動議が否決された場合は、原案について起立採決を行います。

次に、議案第112号及び議案第122号につきましては、委員会の審査結果は否決で、原案に賛成の少数意見の報告がありますので、討論の順序は、原案に反対、続いて原案に賛成の順に討論を行っていただきます。採決方法でございますが、委員長の報告は否決ですが、採決は会議規則第70条の規定によって、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めることとなります。御注意いただきたいと思います。

その他の議案につきましては、委員会の審査結果が全て原案可決で、討論の通告もございませんので、一括または個別に議案順に簡易採決で行うこととしております。

追加議案であります議案第123号につきましては、委員会審査の結果に基づいて採決を行いますが、現状で申し上げますと、補正予算（第8号）が委員会では修正可決、補正予算（第9号）が否決されておりますので、補正額にかかわらず計数整理が必要となります。補正額の修正がなく、計数整理のみであれば簡易採決でお願いしたいと考えております。

最後に、請願2件につきましては、いずれも委員長の報告が不採択で、討論の通告がございませんので、委員長報告のとおり決することに御異議の有無を簡易採決で諮る予定としております。これに異議がございましたら、採決は討論の後に、会議規則第70条の規定により、本請願を採択することに賛成の方の起立を求めることとなりますので、お間違いないようお願いいたします。

続いて、請願2件につきましては、総務産業委員長、厚生文教委員長から継続審査のお申出がございましたので、日程4の最後に御議決をいただきます。

次に、日程5は議員発議案の上程ですが、議会運営委員会から市の機構改革に伴う委員会条例の改正案を御提案いただきます。委員会を代表して土器委員長から提案説明をいただき、質疑の後、即決とさせていただきます。

なお、本日追加されました補正予算につきましては、以前、追加議案があった場合に、関連事業を厚生文教委員会において報告をお受けしてから本会議を開催したという事例がございます。本日ににつきましては、本会議を休憩してでも開催されるかどうかを議会運営委員会で御協議いただきたいと思っております。

最後に、定例会最終日の議事日程については以上でございますが、定例会閉会后、議会だよりの写真撮影を行いますので、準備が整いますまで議席にてお待ちをいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○土器委員長 説明が終わりました。

質疑等ございませんか。

○中西委員 この議案第123号の細部説明を初めて読んでみたわけですが、細部説明の7ページを読んでみますと、基金繰入金というところで、まちづくり応援基金繰入金750万円増は、子育て世帯への臨時特別給付金のうち単市分に関わる財源として繰り入れるものと書かれてあります。これはどういう内容か分かりませんが、厚生文教委員会では、単市分の事業を行うということを全く聞いておりません。今日初めて聞くわけで、何の事業かも分からないわけですが、どうしてこういうものが厚生文教委員会に報告されなかったのか、執行部から何か議長に御説明があったものでしょうか。

○守井議長 議案第123号につきましては、追加議案ということで、国の子育て支援に合わせてやろうという話があったので、厚生文教委員会にはそういう事業をやるということがまだ報告されていないので、その件について予算決算審査委員会の前に厚生文教委員会で事業の説明があってもいいのではないかという考えは持っております。その件について、お話は一応お伺いしておりますので、そのような提案をさせていただいております。

〔「分かりました」と中西委員発言する〕

○土器委員長 ほかの方でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、事務局の説明どおりでよろしいですか。

厚生文教委員会を開くかどうか。

○中西委員 もう議会運営委員会が開かれているわけですし、ここにもう議案として出てきている以上、予算決算審査委員会の中での執行部からの御答弁をいただいた上でどうかと。これから厚生文教委員会を開くということにはなりませんし。また、今日は9時から議会運営委員会も開かれていることですし、そういうようにさせていただけたらと思っております。

○土器委員長 中西委員のほうからそういう話があったので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、そうさせていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、事務局の説明どおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、事務局の説明どおりにいたします。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時13分 閉会